

業務指示書

ミャンマー国通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト（MACCS運用改善・ミヤワディ試行展開支援

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：税関分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/通関）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：通関に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：語学評価せず
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 貨物管理】

- 1) 類似業務の経験：貨物管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年6月9日 12時
- (2) 提出方法： 郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.082280 円, US\$1 = 111.083000 円, EUR1 = 119.828000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/通関
貨物管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.49 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月30日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト (MACCS運用改善・ミヤワディ試行展開支援)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/通関	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	22.00	9.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	0.00	0.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	9.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	0.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 貨物管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

MACCS のミヤワディ地区への試験的展開に向けた運用検討・環境整備支援及び運用開始後の円滑な運用・維持管理支援

(通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト関係)

1. 事業の背景

ミャンマーにおいては、労働集約型・輸出志向型産業を中心とした民間セクター開発を進めているものの、投資のボトルネックとして、賄賂や汚職等の非公式なビジネス・コストや煩雑な行政手続等（通関手続も含む）が挙げられている。通関制度の整備（通関システム含む）は、ASEAN 諸国内でも大きく出遅れ（世銀調査「物流効率性指数 (Logistics Performance Index)」では、域内最低の122位/155か国）、また輸出入量が増加しているにもかかわらず、税収に占める関税収入が3.2%と途上国としては非常に低い水準にあり、通関手続の効率化・重点化による歳入基盤の強化と貿易円滑化の両立が重要課題となっている。また、2015年のASEAN地域統合等を見据え、通関を含む輸出入手続の簡素化・国際的調和化を目的としたナショナル・シングル・ウィンドウ (National Single Window、以下「NSW」) の実現及び将来的なASEANシングルウィンドウの構築がミャンマー政府の喫緊の課題となっている。

かかる背景の下、ミャンマー財務省関税局 (Myanmar Customs Department、以下「MCD」) は、我が国財務省関税局をはじめとする関係機関が使用している輸出入・港湾関連情報処理システム (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System、以下「NACCS」) および通関情報総合判定システム (Customs Intelligence Database System、以下「CIS」) の技術的優位性に鑑み、NACCS及びCIS技術を活用したミャンマーにおける通関ITシステム (Myanmar NACCS・Myanmar CIS、以下「MACCS・MCIS」) 構築に関し、我が国に対する無償資金協力及び同システムの適切な運用・維持管理に必要な人員・体制面の整備・能力向上のための技術協力を一体のものとして我が国に要請し、技術協力プロジェクト「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」) 及び無償資金協力「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化計画」が採択された。

本プロジェクトには、カウンターパート (以下「C/P」) 機関であるMCDと我が国関税局短期専門家 (JICA派遣) によるワーキング・グループチーム (毎月1回程度現地で活動) が共同でワーキング・グループ (以下「WG」) を組成し、法制度・通関業務プロセス面の見直し業務を進めている。また、ミャンマーへ派遣中である技術協力プロジェクト長期専門家 (チーフ・アドバイザー、税関行政、業務調整の3名。以下「JICA長期専門家」) がMCDと関税局によるワーキング・グループチームとともに業務にあたっている。

なお、無償資金協力については2014年4月の閣議で実施決定され、同月に39.9億円を限度として交換公文が署名された。本無償資金協力では、詳細設計完了後、2015年中のプログラム開発完了、その後の接続試験・総合運転試験を経て、2016年11月に運用が開始された。官民双方が電子での通関手続に不慣れなこともあり、稼働直後は一時的な遅れが見られたが、上記技術協力プロジェクトを通じた日緬間の協力によ

り、現在は安定的に運用されている。

このような状況を踏まえ、現在、ヤンゴン（ティラワを含む。）地区のみに導入されている MACCS/MCIS について、MCD からの要請を受け、試験的にミヤワディ（タイとの陸国境地域）への地方展開を進めることが日緬間で合意された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

適切な関税徴収を確保しつつ、ミャンマーにおける貿易円滑化が促進される。

(3) プロジェクト目標

我が国 MACCS/CIS 技術を活用した税関改革及び近代化のための MACCS/MCIS が円滑に運用・維持管理されるための環境が強化される。

(4) 期待される成果

- ① MACCS/MCIS の適切な導入に必要な準備がなされる。
- ② 税関職員が MACCS/MCIS を適切に利用するために必要な知識・スキルを獲得する。
- ③ MACCS/MCIS を適切に運用・維持管理するための体制が整備され、必要な人材が育成される。
- ④ 民間利用者が MACCS を適切に利用するために必要な知識・スキルを獲得する。
- ⑤ MACCS/MCIS の利用に対応した必要な法規程が整備される。
- ⑥ MACCS/MCIS の適切な運用に必要な情報管理体制が整備される。
- ⑦ MACCS/MCIS を利用した迅速かつ適切な通関のため、関税分類、関税評価、税関事後調査、税関リスクマネジメント、保税制度等の税関行政の中核業務遂行のための能力が向上する。また、関税評価、事後調査、関税分類における事前教示制度の実施に必要な要領、ガイドライン及び通達が整備される。
- ⑧ MACCS/MCIS の試験的的地方展開として、ミヤワディ地区において運用が開始される。

(5) 対象地域

ヤンゴン及びティラワ地区、カレン州ミヤワディ地区

(6) 実施機関

ミャンマー税関 (Myanmar Customs Department)

(7) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

これまで JICA では個別専門家「通関及び税関業務 (2013-2014)」、本邦研修 (関税局)「税関近代化 (2015 年及び 2016 年)」、その他関連分野に係る短期受入研修や専門家派遣を実施。

また、通関手続きの適正化・迅速化を目的として、無償資金協力「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化計画」を実施し、MACCS/MCIS の導入を支援した。

3. 業務の目的

本業務は、MCD によるミヤワディ地区への MACCS/MCIS の試験的展開に際し、運用検討・環境整備、自律的な安定運用のための能力強化を行うものである。さらに、そのプロセスにおいて、将来的な他国境への MACCS/MCIS 展開に向けた検討課題を整理すると共に、MCD の計画・実施能力を強化することも目指す。

また、既に MACCS/MCIS が導入されているヤンゴン（ティラワを含む。）地区においては、MCD の長期自律的かつ安定的なシステム運用に向けた運用改善支援を行う。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書を作成して、JICA 産業開発・公共政策部（以下「産業開発・公共政策部」）及び先方機関に説明、協議の上、産業開発・公共政策部に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) ミヤワディ地区の運用実態把握及び MACCS 利用予定者との緊密な連携

MACCS を長期安定的に運用していくためには、通関・貨物管理業務などを通じ、官民が連携して MACCS 業務を実施することが不可欠であるが、MCD によれば、ミヤワディ地区において税関手続きを行う通関業者やその他民間事業者は、ヤンゴン地区と比較し、税関手続きへの理解が不足しており、システム操作にも不慣れな可能性が高い。また、ミヤワディ地区はタイとの陸国境地域であるため、取扱貨物、貨物の流れや貨物管理方法及び通関関連業務（トランジット業務並びに輸出入に必要な他省庁のライセンス取得業務及び関税等の収納業務を含む。以下同じ。）において、ヤンゴン地区と異なる点が多くあることが予想される。

これらを踏まえると、ミヤワディ地区への試験的展開について、コンサルタントは積極的にミヤワディ地区で WG を開催し、MACCS 利用予定者の実態を把握することが求められる。また、運用の検討、概要説明、詳細説明、総合運転試験、運用開始及び運用開始後の各段階で、MCD 職員、ミヤワディ地区の税関職員、他省庁職員、通関業者をはじめとする民間事業者等（以下「MACCS 利用予定者」）との綿密な連携を主体的に構築し、円滑な情報収集・調整を行う必要がある。

(2) JICA 長期専門家及び関係機関との密接なコミュニケーションの確保・協働

本業務を効率的・効果的に進めるために、産業開発・公共政策部、JICA ミヤンマー事務所及び JICA 長期専門家と適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行う。また、現地で WG が開催される際は、別途財務省関税局から派遣される短期専門家（以下「関税局専門家」）と相互に連携して業務を実施するとともに結果を共有し、事前準備及び調査結果作成などの際にも、密接なコミュニケーションを確保する。

(3) 業務実施スケジュール

関税局専門家は毎月1回、1～2週間程度のペースでヤンゴンに出張し、MCD および長期専門家と共に WG を実施しており、本コンサルタントも同様のスケジュールでヤンゴンでの業務を実施することを想定している。ヤンゴンでは、ミヤワディ地区試行展開に係る検討、説明会・試験準備等の業務に加え、ヤンゴン地区での自律的長期安定運用のための支援を行う。それに加え、本コンサルタントはミヤワディでの説明会、運転試験、運用開始等のタイミングではミヤワディに赴いて、説明会への立会い、運転試験や運用開始の準備・実施状況確認・問題対応等の支援を行うことが求められる。

現時点で想定されているミヤワディ展開スケジュールは以下のとおり。

2017年4月～8月 機器調達準備・回線工事等
2017年10月 疎通試験
2017年7～10月 運用検討
2017年10～11月 概要説明会
2017年12月～2018年2月 詳細説明会等
2018年3～5月 総合運転試験
2018年6月 運用開始

(4) MCDによるMACCSの自律的長期安定運用のための技術支援の必要性

MACCSは、ミャンマーの貿易を円滑化させるとともに、同国の経済成長の礎となるものであるため、MCDが自律的かつ長期安定的に運用を継続できる体制を構築する必要がある。当該観点から、以下の2点に留意する。

① ミヤワディ地区での長期安定的な運用に向けた支援

今般のMACCSのミヤワディ地区への展開は、MACCSの機能確認を主目的として試験的に実施するものであるが、運用の検討・環境整備に際しては、同地区で建設中の新たな国境橋（第2友好橋）及び物流拠点の将来的な完成を見据え、長期安定的に運用し続けられるものとなるよう留意すること。

② MCDによる自律的な運用に向けた技術支援

2016年11月に運用が開始されたヤンゴン地区においては、JICA長期専門家や関税局専門家、コンサルタント(利用者管理、ヘルプデスク管理、保守運用全体統制支援)によるこれまでの累次の支援により、MACCSが安定的に運用されるようになってきている。他方、MCDによる長期的・自律的な運用の観点からは、混載貨物に係る貨物管理の強化や新たに整備される制度（制度改正含む）への対応等、更なる運用改善が必要な事項が残されており、ヤンゴン地区でWGを開催する際は、ミヤワディでの運用開始に向けた検討支援に加え、MCDが行うこれら運用改善に係る検討支援も合わせて実施する必要がある。

また、ミヤワディにおいて運用開始後に行う技術支援については、将来MCDが自律的に安定運用できるような体制整備を行うことに留意する。

(5) 更なる地方展開を見据えた支援の必要性

MCDによるMACCS/MCISの将来的な他地区への展開を見据え、運用検討の際は、他の陸国境地域においても適用できるよう留意する。また、MCDに試験的・地方展開に係る知識・経験を蓄積させ、将来、自らが新たな地区での運用に向けた体制検討等

を行っていけるように助言する必要がある。さらに、ミヤワディ試験展開の結果を踏まえ、今後の他の陸国境への展開に際して検討・留意すべき課題を抽出・整理して、業務完了報告書に盛り込むこと。

(6) 通関電子化システムに関する知見

本業務は、既に稼働している既存システムに係る運用フロー検討・説明や運用改善を行うものであり、基本的には IT システムの変更・更改等は想定していない。したがって、本業務の実施にあたっては、IT システムについての専門的な知見を有している必要はないが、IT システム設計・開発のプロセスについて、システム運用・利用者の観点から理解し、インプットできる程度の知識を有していることが望ましい。

なお、上記(1)に記載したミヤワディ地区とヤンゴン地区の通関・貨物管理業務の運用方法の差異により、その運用に合わせるためにシステムの部分的な変更が必要となる可能性もある。その検討に際し、システムに関する技術的な知見が必要となる場合には、別途技術要員を派遣し、本コンサルタントや関税局専門家、JICA 長期専門家と連携して対応することを想定している。

6. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及び業務計画書の説明・協議

① 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討し、詳細な業務内容及び行程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、産業開発・公共政策部、JICA ミャンマー事務所及び JICA 長期専門家と十分に協議を行うとともに、協議結果を関税局専門家に共有することとする。特に、我が国の運用状況を踏まえて本業務を実施する必要がある場合については、関税局専門家から情報提供を受けつつ、データ分析や資料等の準備を行う。また、現地で更に収集が必要な関連資料、情報、データをリストアップする。

② 上記の結果を取りまとめ、業務計画書を作成し、産業開発・公共政策部に対して説明し、了解を得るとともに、関税局専門家に共有する。また、現地業務の冒頭に、JICA ミャンマー事務所及び JICA 長期専門家と事前準備結果（業務計画書案含む）を共有し、実施機関である MCD に対しては同計画書をもとに作成したワークプランに基づき、業務方針、業務計画、便宜供与依頼事項等を説明し、了解を得る。その際、MCD から要望等があった際は、必要に応じて産業開発・公共政策部と相談の上、業務の目的の範囲内で業務項目に追加することを検討する。

(2) 環境整備確認支援（運用開始前支援）：2017年8～9月頃（予定）

(3) ②に記載の通り、概要説明会のための説明資料、マスタデータの作成、デモンストレーション用機器の設定など、IT 分野の技術者による支援が必要な業務については、現地ベンダーを手配（現地再委託を想定）することを想定しているが、本契約で手配する IT 現地ベンダーを活用し、JICA ミャンマー事務所が調達するミヤワディ地区での MACCS/MCIS 運用に必要なネットワーク機器の設置や設定の進捗管理や立会検査（2017年8月頃予定、長期専門家が立会検査を担当）の際の確認作業を側面

支援する。設置されたネットワークに障害その他の不具合があることを把握した場合には、上記の IT 現地ベンダーを活用しつつ、ネットワークベンダー（MCD が契約予定）との連絡・調整を行う。

（3）運用検討・説明支援（運用開始前支援）

JICA 長期専門家及び関税局専門家と連携し、MCD による運用検討・説明会実施・総合運転試験の実施について、特に通関関連業務及び貨物管理業務の側面から支援を行う。また、実施後はその結果を JICA 長期専門家及び関税局専門家と共有する。具体的に想定される業務は以下のとおり。

上記5（1）のとおり、ミヤワディ地区の運用実態や関係者の理解度はヤンゴン地区とは異なる点が多々あると予想されるため、以下の業務を実施する際には、ミヤワディの実態を十分に踏まえたものとするよう留意する。

①運用検討支援：2017年7月～10月（予定）

（ア）輸出入貨物にかかる業務の実態の把握及びヤンゴン地区との差異の確認

陸国境地域固有の取扱貨物、貨物の流れや貨物管理方法及び通関関連業務の実態を調査・確認するとともに、手続きや貨物の流れにおけるヤンゴン地区との違いを把握し、異なる運用を定めるべき事項を整理する。

ミヤワディ地区では商業省（Ministry of Commerce (MOC)）が開発した国境貿易オンラインシステム（Border Trade Online System: BTOS）を利用し、他省庁へのライセンス取得や輸出入に係る関税、その他の国税の納付を含めた通関手続きを行っているため、MACCS 導入にあたっては、BTOS 機能・運用の詳細を確認するとともに、MOC をはじめとする他省庁や関係金融機関等と十分に調整を行ったうえで、MACCS との接続や運用開始後の詳細運用等について検討する。

（イ）（ア）を踏まえた運用及び業務フロー案の作成

上記（ア）により整理した事項について、MCD とともに、MACCS 利用予定者と協議・調整の上、運用及び業務フロー案を作成する。なお、今般の MACCS のミヤワディ地区への展開は、MACCS の機能確認の観点から試験的に実施するものであるが、運用の検討・環境整備に際しては、同地区で建設中の新たな国境橋（第2友好橋）及び物流拠点の将来的な完成を見据え、長期安定的に運用し続けられ、かつ、他の陸国境地域においても利用可能なものとするよう留意のこと。

②概要説明会・詳細説明会支援（他省庁・民間 MACCS 利用予定者向け）

：2017年10月～2018年2月（予定）

MCD が実施する概要説明会（2017年10月～11月頃）及び詳細説明会（2017年12月～2018年2月頃）について、MCD が行う説明資料作成や説明会での質疑対応を支援する。特にミヤワディ地区の MACCS 利用予定者は、ヤンゴン地区と比べ、税関手続やシステムへの理解が不足している可能性が高いことを踏まえ、デモンストレーションを取り入れるなど理解しやすくなるよう配慮し、他省庁、民間それぞれに対して直接説明会を実施できるよう支援する。

説明資料については、MACCS 利用予定者に過不足なく適切に理解される内容

かつ、同資料を用いて MCD 単独でも説明会が実施可能なものとなるよう留意する。また上記説明会を通じ、明らかとなった運用上の問題点等がある場合には、MCD が行う利用予定者との協議・調整や運用案の作成を支援する。

なお、上記説明会のため、説明資料、マスタデータの作成、デモンストレーション用機器の設定など、IT 分野の技術者による支援が必要な業務については、現地ベンダーを手配し（現地再委託を想定）、これらの業務を支援させるとともに、JICA 長期専門家及び関税局専門家にその旨を連絡する。技術的に現地ベンダーでの対応が困難な場合には、本邦技術要員の別途派遣について産業開発・公共政策部に相談する。

③ 総合運転試験支援（他省庁・民間 MACCS 利用予定者向け）

：2018 年 3 月～5 月（予定）

MCD が実施する総合運転試験について、MCD が行う説明資料、シナリオ及び実施要領の作成や、MCD が行う試験期間中の問い合わせ対応等を支援する。特に、ミヤワディ地区における他省庁及び民間の MACCS 利用予定者は、ヤンゴン地区と比べ、税関手続やシステムへの理解が不足している可能性が高いことを踏まえ、デモンストレーションを取り入れるなど理解しやすくなるよう配慮しつつ、他省庁、民間それぞれに対して直接、実施前及び実施中に説明会を実施できるよう支援する。

説明資料については、MACCS 利用予定者に過不足なく適切に理解される内容かつ、同資料を用いて MCD 単独でも説明会が実施可能なものとなるよう留意する。また、上記説明会を通じて明らかとなった運用上の問題点等がある場合には、MCD が行う MACCS 利用予定者との協議・調整や運用案の作成を支援する。

なお、上記説明会のため、説明資料、実施要領、シナリオ、ダミーデータの作成、機器の設定や試験期間中の問い合わせ対応など、IT 分野の技術者による支援が必要な業務については、現地ベンダーを手配し（現地再委託を想定）、これらの業務を支援させるとともに、JICA 長期専門家及び関税局専門家にその旨を連絡する。技術的に現地ベンダーでの対応が困難な場合には、本邦技術要員の別途派遣について産業開発・公共政策部に相談する。

（4）JCC への出席等及び運用開始決定支援

① JCC への出席等

2017 年 11 月及び 2018 年 5 月（いずれも予定）に開催される JCC に、JICA 長期専門家及び関税局専門家とともに出席し、JICA 長期専門家が MCD に対して行う上記（1）から（3）までの実施状況の報告を支援する。

② 運用開始決定支援

上記（1）から（3）までの実施状況を踏まえ、JICA 長期専門家及び関税局専門家とともに、MCD によるミヤワディ地区での運用開始日の最終決定に際し、助言を行う。（現時点では 2018 年 6 月頃の運用開始を想定。）

（5）MCD による長期自律的安定運用に向けた支援

① ヤンゴン地区における長期自律的安定運用に向けた技術支援

ヤンゴン地区においては、これまでの累次の支援により、MACCS が安定的に運用されるようになってきている。他方、MCD による長期的・自律的な運用の観点からは、混載貨物に係る貨物管理の強化や新たに整備される制度（制度改正含む。）への対応等、更なる運用改善が必要な事項が残されており、ヤンゴン地区で WG を開催する際は、ミヤワディでの運用開始に向けた検討支援に加え、MCD が行うこれら運用改善に係る検討支援も合わせて実施する。

②ミヤワディ地区での運用後説明会等支援

通関関連業務及び貨物管理業務に係る事項について、運用開始後、MACCS 利用者からの問い合わせや運用に不具合があった場合の対応は MCD が対応する。ただし、ミヤワディ地区における MACCS 利用者から、運用開始後、説明会の実施要望があった場合には、MCD が行う説明資料の作成や説明会での質疑対応を支援する。さらに運用開始後、運用上の問題点等が明らかになった場合には、MCD 及び必要に応じて MACCS 利用予定者と協議・調整の上、対応策を検討する。なお、これら運用開始後の支援は、当該支援後、MCD が自律的に安定運用できるようになることを目標に実施することとし、MCD による主体的な判断・行動を促進するよう留意する。

(6) 業務完了報告書の作成・説明・協議

①全ての業務結果及び技術支援の成果を取りまとめた業務完了報告書案を作成する。なお、同報告書案の MCD との検討に先立って、産業開発・公共政策部、JICA ミャンマー事務所及び長期専門家、関税局専門家とも事前に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。

②JCC 等、MCD との会議の場で、同報告書案について MCD と協議する。その後、日本側関係者及び先方実施機関のコメントを受けて、業務完了報告書を最終化し、産業開発・公共政策部に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。以下に記載の部数は産業開発・公共政策部に提出する分のみであり、MCD、JICA ミャンマー事務所、JICA 長期専門家、関税局専門家には別途 4 部（各 1 部）（MCD については英文のみ）を配布することとする。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に産業開発・公共政策部に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書に基づく)	契約日後 10 営業日以内	和文：2 部
ワーク・プラン	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：2 部
業務進捗報告書	業務開始から約 6 ヶ月後	英文：2 部

業務完了報告書	業務完了時	和文：2部 英文：2部
---------	-------	----------------

報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

業務計画書、ワーク・プラン、業務進捗報告書、業務完了報告書の各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、産業開発・公共政策部とコンサルタントで協議、確認する。

①業務計画書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務実施の基本方針
- (ウ) 業務実施の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

②ワーク・プラン（案）

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務の基本方針
- (ウ) 業務の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

※ワーク・プランは、カウンターパートとの合意をもって完成とする。

③業務進捗報告書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動の進捗状況
- (ウ) 業務実施上の課題・工夫・教訓
- (エ) 次期活動計画

④業務完了報告書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動結果・達成状況
- (ウ) 業務実施上の課題・工夫・教訓
- (エ) 提言（他陸国境への展開に向けた課題に関する提言も含める）

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して産業開発・公共政策部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、産業開発・公共政策部に提出する

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年7月上旬より業務を開始し、約12カ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約 32.83 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な専門家の配置が考えられる場合はプロポーザルにて提案することとする。また以下に記載の格付けは目安であり、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/通関（2号）
- イ 貨物管理（2号）
- ウ 収納
- エ 通関（日緬）

※本業務に係る JICA 長期専門家チームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

- ア チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ 税関行政（長期派遣専門家）
- ウ MACCS・MCIS ソフトウェア運用/業務調整（長期派遣専門家）

3. 便宜供与

JICA ミャンマー事務所及び JICA 長期専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア 空港送迎
なし
- イ 宿舎手配
なし
- ウ 車両借上げ
なし
- エ 通関備上
上記業務従事者以外に必要な場合は、JICA 長期専門家チームが手配する。
- オ 現地日程のアレンジ
JICA 長期専門家チームが必要に応じアレンジする。
- カ 執務スペースの提供
MCD 内のプロジェクトオフィスにおける執務スペースの一部を提供（ネット環境完備）

4. 参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料を産業開発・公共政策部 (TEL:03-5226-6587) にて貸与する。

- ・ Record of Discussions (R/D)
- ・ 中間レビュー調査報告書

(2) 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されている。

- ・ 「ミャンマー連邦共和国 通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化計画 準備調査報告書」

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148888.pdf

5. 現地再委託

IT分野の技術者による支援が必要な業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地業者に再委託して実施することを認める。現地再委託に係る費用については本見積りに含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年11月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 英文報告書等の提出

本業務では MCD を含む先方関係者とはミャンマー語通訳経由でコミュニケーションを取る必要があるため、日緬通訳を備上することとし、評価対象業務従事者の語学力は不問とする。但し、英文成果品の品質管理を適切に行えるよう、必要に応じて、社としてのバックアップ体制を整えること。